

参加表明等の質問回答書 2

令和 7 年 7 月 1 4 日

朝日町立あさひ未来学園整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザルにおける質疑について、次のとおり回答します。

| No. | 書類名称 (項) | 質問事項 | 回 答 |
|-----|---|---|---|
| 5 | 実施要領 P10 11. 手続き等 (2) 提出書類 ①参加表明書 ク) 様式 5-1~6 | <p>左記ク)に「様式 5-1~6 に記載する者の資格証、雇用保険又は社員証の写し」とありますが、各担当技術者の実績を証する書類及び当該施設の概要を確認できる資料等の写しは不要であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>必要である場合で、かつその担当者が協力事務所所属の場合、実績が元請での受託ではないため当該資料の持ち合わせがないことが多いことから、協力事務所発行の実績証明書により代替としてお認めいただけますようお願いいたします。</p> | <p>各担当技術者（配置予定技術者）の実績を証する資料について、記載が漏れておりました。下記のとおりとなります。</p> <p>【以下、実施要領 P10_11. (2)①クにおける補足となります。】</p> <p>配置予定技術者の業務実績について、実施要領 P6_6. (3) ①, ②に記載の業務において、管理技術者、主任技術者又は担当者として関わったものに限り記載できることとします。また、記載された業務に配置予定技術者が従事したことが確認できる資料等の写しをご提出ください。</p> <p>配置予定技術者が協力事務所所属の場合の取扱いについて、下記のとおりとなります。</p> <p>【以下、実施要領 P7_6. (3)①②及び実施要領 P10_11. (2)①クにおける補足となります。】</p> <p>実施要領 P7_6. (3)①②に「元請けとして～実績を有すること。」と記載していますが、管理技術者及び建築（総合）主任技術者を除く各主任技術者について、実績が元請けでの受託以外（協力者等）の業務も実績の対象とします。また、実績を証する書類として、下請契約書や請書の写し等をご提出ください。</p> |
| 6 | 様式 3 業務実績 | <p>設計年度の違う同一建物の場合、1棟として記載してよいか</p> <p>例：H30 体育館棟設計、R2 校舎棟設計</p> | <p>校舎と体育館を分割し、年度を分けて発注されている場合は、校舎のみ実績の対象とします。</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 7 | 様式 3 業務実績 | 改築工事の設計も記載してよいか | 既存の建物を解体し、新たに校舎のみを建築、又は、新たに校舎と屋内運動場を建築したものは記載の対象とします。 No.3 もご参照ください。 |
| 8 | 様式 3 業務実績 | 契約書の写しが無い場合、確認申請・検査済書で対応可能か また、上記の書類も無い場合竣工が確認できる書類があればそれでよいか。 | No.4 をご参照ください。 No.4 の書類のほか、竣工が確認できる書類がありましたら、そちらをご提出ください。 |
| 9 | 様式 5-5 | ⑥保有資格等の欄について、設備設計一級建築士と建築設備士の両方を有している場合は、どちらかしか記載ができないのでしょうか。(Excel が両方を記載できないような設定となっております) | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 様式 5-1~5-6 | 配置予定技術者調書について、記載するものの資格証、雇用保険又は社員証の写しが必要とのことですが、どれか一つが必要と考えて宜しいのでしょうか。 | ・資格証の写し 及び ・雇用保険又は社員証の写し 以上 2 点をご提出ください。 |
| 11 | その他 | 敷地の CAD データを頂くことは可能でしょうか。 | 事前審査通過者にお送りする、「技術提案書作成依頼書」の通知と合わせて、メールにて提供させていただきます。 |
| 12 | 実施要領 P13 12. プレゼン等の留意事項 (3) | プレゼン等について、参加者が持参するものは PC 以外にありますでしょうか。プロジェクターへつなぐケーブルは持参でしょうか。又、プロジェクター本体の接続端子をご指示ください。 | ケーブル、プロジェクター、スクリーン（モニター等）は事務局で準備いたします。 ケーブルの接続端子は V G A となります。H D M I 等への変換アダプタがございませんので、必要な場合は変換アダプタをご持参ください。 |
| 13 | 実施要領 P14 14. 実施要領等の配布 (1) 配布資料 ⑥地質調査業務報告書 | ボーリング柱状図について、計画敷地内の他の調査位置のものや、その他関係資料はございますでしょうか。 | 朝日町ホームページに掲載した報告書のみとなり、他の調査位置や近隣の調査資料はございません。 |
| 14 | 実施要領 P7 6. 参加条件 | 建築物の類型第七号の建築物の用途に「養護学校」は含まれますでしょうか。含 | 「養護学校」を含む「特別支援学校」も実績の対象とします。ただし、幼稚部の |

| | | | |
|----|---|--|--|
| | (3) ①同種業務 ②類似業務 | む場合、今回、実績の対象となりますでしょうか。 | みの場合は対象となりません。 |
| 15 | 様式 6 | 見積書の「その他」欄について、各種申請手数料は別途と考えて宜しいでしょうか。見込む場合、算定にあたり、行政と民間のどちらか指定はございますでしょうか。 | 各種申請関係について、本業務の中に含まれます。 審査機関について、行政・民間の指定はございません。 |
| 16 | その他 | 開発許可申請業務は別途と考えて宜しいでしょうか。 | 開発許可申請業務は別途発注し手続き中となります。 |
| 17 | 実施要領 P7 6. 参加条件 (3) ①同種業務 ②類似業務 | 実績要件で設計に関する業務を完了し、工事が竣工した実績を有することとありますが、設計業務が完了し、工事完了前の実績も同等に評価できると考えられますので、設計業務委託契約書及び仕様書などの書類によって同種実績として記載してよろしいでしょうか。 | 設計業務が完了し、その工事が竣工していることが条件となるため、竣工前の事業に関しましては、設計業務が完了していても実績の対象とはなりません。 なお、ご提出いただく書類は次のとおりとなります。 ・業務を受注し完了したことを証する書類 ・上記業務の工事が竣工したことを証する書類 |
| 18 | 実施要領 P7 6. 参加条件 (3) ①同種業務 ②類似業務 | 実績要件で、基本設計と実施設計、もしくは校舎と体育館などが年度を分けて別発注となっているが同一敷地内の建物である場合、延床面積を合算し、5,000 m ² 以上となっていれば同種実績として記載してよろしいでしょうか。 | 基本設計と実施設計が分割発注されていて、両方受注している場合は記載いただけます。 校舎と体育館が分割発注の場合はNo.6のとおり、校舎のみ実績の対象となります。 |
| 19 | 様式 2-2 3 社員数等 | 社員の資格を証明する書類（資格証等）の提出は必要でしょうか。 | 様式 2-2 に記載いただく社員数等について、社員の資格を証明する書類は不要とします。 記載の際は不備のないようご注意ください。 |
| 20 | 様式 6 | 外構設計には外構基本設計、外構実施設計が含まれるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 21 | 様式 6 | 積算設計には積算業務、新年度単価入替業務が含まれるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 22 | 様式 6 | 測量には用地測量業務は含まれず、建築・外構設計を進める上で高さ等の確認を行う程度の作業と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 用地測量業務は別途発注しております。 |
| 23 | 様式 6 | その他業務には国庫補助検討支援業務、ZEB 化検討業務、事業工程作成業務、各種説明会対応業務等を計上すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 24 | 造成計画図 | 土地利用計画平面図(案)が提示されていますが、建物のプランによって乗入口等の変更は可能でしょうか。 | 造成計画平面図(案)に図示されている乗入口(図面左下)の高さを基準に造成を行うため、乗入口の変更はできません。 |
| 25 | 特記仕様書 P6 11. 設計上の配慮事項 | 「内装及び学校用家具に朝日町内産木材を積極的に活用～」とありますが、具体的に何㎡程度の使用を想定していますでしょうか。また、概算工事費の中にはこの木材料分は含まれていない(支給品)と解釈してよろしいでしょうか。 | 使用する木材の数量について、想定はございません。 町内産の木材の支給は、現時点で検討段階となっているため、概算工事費に含むこととお考えください。 |
| 26 | 実施要領 P10 11. 手続き等 (2) 提出書類 ケ) 見積書 | 見積書(設計業務)の提出には参考額と記載がありますが、見積額によって評価に影響することはないと解釈してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 27 | 施設内容一覧 | スクールバス等車庫は校舎棟と一体とすることと条件がありますが、体育館など別の棟と一体とすることも可能でしょうか。 | 体育館と一体とすることも可能とします。 |
| 28 | 整備予定計画図 | 敷地南側道路の横断歩道の計画などが決まっていれば教えていただけないでしょうか。 | 今後、警察署と協議を行うため、現時点での計画はございません。 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 29 | 実施要領 P7 6. 参加条件 (3) ①同種業務 ②類似業務 | 「…基本設計及び実施設計…」とありますが、基本設計と実施設計の両方を行っている場合のみ対象と考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 No.18 をご参照ください。 |
| 30 | 実施要領 P7 6. 参加条件 (6) | 「…電気設備主任技術者及び…、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。」とありますが、1・2 級電気工事施工管理技士や 1・2 級管工事施工管理技士等でも可能でしょうか。 | 実施要領に記載のとおりであり、1・2 級電気工事施工管理技士や 1・2 級管工事施工管理技士は当該主任技術者として配置できません。 |
| 31 | 評価要領 P2 3. 客観評価 ①会社概要の評価 イ技術者の有資格者数 | 技術者の有資格者数は、同一人物でも複数の資格がある場合でもそれぞれ資格毎に算定して宜しいでしょうか。 | 様式 2-2 会社概要の注釈に記載しますとおり、「※複数の資格を有する場合は、最も専門とする分野のいずれか 1 つの資格のみ計上すること。」としております。 |
| 32 | 様式 3 | 備考欄に「1 つの建築物に対し、基本設計と実施設計を分割して発注されたものについては、それらを区別して記載することは出来ない。」とありますが、分割して発注されたものについては、一つの欄に、基本設計と実施設計の業務名を列記で宜しいでしょうか。また、その場合業務期間については、基本設計の発注年月と実施設計の完了年月を記載すれば宜しいでしょうか。 | 一つの欄に基本設計と実施設計の業務名を列記していただいて差支えございません。 業務期間についてお見込みのとおりです。 |
| 33 | 様式 5-3~5-4 | 技術者の実績は、以前勤めていた会社の業務実績でも証明する資料があれば対象と考えて宜しいでしょうか。 | 以前勤めていた会社においての実績について、証明する資料がある業務に限り実績の対象とします。 |
| 34 | 実施要領 P5 3. 設計者選定の概要 (4) 募集及び選定スケジュール | 技術提案書質疑の回答期限が技術提案書の提出期限の直前である為、前倒して実施して頂けないでしょうか。 | 技術提案書の質疑について、現在も受け付けております。 回答について、実施要領 P13_13. に記載のとおり、質疑の内容を確認次第、原則随時回答いたします。 質疑のご提出が受付期限日に集中しますと、回答が回答期限までかかることが想定されますので、ご承知おきください。 |